平成２１年（フ）第２０８２６号
東京都中央区勝どき５丁目８―10―1405
債務者　鈴木　正夫
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８２８号
東京都福生市武蔵野台２丁目17―１―４―104
債務者　土屋　高夫
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８３１号
東京都文京区目白台３丁目18―27―103
債務者　利　　光信
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８３３号
東京都青梅市河辺町６丁目６―12―201
債務者　西城由紀子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５５号
広島県福山市西深津町４丁目10番22号　サンシティーウエノ202、旧住所岡山県倉敷市水島北瑞穂町７番２号　プレジールみずほ102号
債務者　松村　正明
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月15日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１８０号
沖縄県宜野湾市字神山201番地１　世界文化アパート203号
債務者　平良　正彦
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第２００号
沖縄県うるま市喜仲２丁目20番10号
債務者　比嘉　高子
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第４８５号
愛知県岡崎市六供町字三ツ岩61番地３、旧住所静岡市葵区桜町１丁目14番64号　シティハイムセゾンＡ号
債務者　高橋　信洋
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１５号
青森県つがる市柏下古川稲森18番地２
債務者　中野雄一郎
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第５０９号
神奈川県相模原市相南２丁目11番24号　スカイハイツ205号
債務者　横山　実男
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５１７号
神奈川県相模原市千代田５丁目10番６号　ドムス千代田204
債務者　小林　伸行
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５３４号
神奈川県相模原市鵜野森１丁目18番18号サンシティＩＺＵＭＩ102
債務者　中島　良秀
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５４２号
神奈川県相模原市当麻897番地５　エスポワール202号
債務者　畑中　惠光
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２０６８７号
東京都江戸川区東小岩４丁目28―７―203
債務者　吉田　　馨
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７０３号
石川県金沢市材木町７―19
債務者　紺谷　　昇
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部